

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の効率化を図るとともに、経営の健全性及び透明性を高めていくことが長期的に企業価値を向上させていくと考えており、それによって、株主をはじめとした多くのステークホルダーとの共存共栄が実現できると考えております。経営の健全性及び透明性を高めるためにコーポレート・ガバナンスを強化していくことが経営上の重要な課題であると認識しております。

[コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由]

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
イン・ルオ	4,519,048	3.35
松井証券株式会社	2,056,000	1.52
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,123,030	0.83
大和証券株式会社	1,106,000	0.82
森田 政廣	930,000	0.69
株式会社SBI証券	861,000	0.63
須藤 一彦	850,000	0.63
SMB C日興証券株式会社	815,000	0.60
野村信託銀行株式会社(投信口)	758,000	0.56
鶴田 昭彦	710,000	0.52

支配株主(親会社を除く)の有無 ———

親会社の有無 なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
決算期	12月
業種	医薬品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	指名委員会等設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名

[社外取締役に關する事項]

社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
指輪 英明	他の会社の出身者											
リウエン・ウ	その他											
ワンショウ・グオ	その他											
郡 高秀	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	所属委員会			独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
	指名委員会	報酬委員会	監査委員会			
指輪 英明		○	○	○	----	企業経営に関する経験と知識を当社の健全な経営に資するため社外取締役として選任。また、一般株主と利益相反の生じる恐れが無いと考えられるため、独立役員として指定。
リウエン・ウ		○	○		----	日中両国の医療に携わった経験を生かし、その専門知識を当社の治験等の業務に資するため社外取締役として選任。
ワンショウ・グオ	○				----	日中両国の医療に携わった経験を生かし、その専門知識を当社の治験等の業務に資するため社外取締役として選任。

郡 高秀	○		○		----	長年に亘り培った日本及び中国の製薬業界に関する深い見識と、バイオベンチャーにおける代表取締役社長としての豊かな経験を当社の経営に資すると判断し、社外取締役として選任。
------	---	--	---	--	------	---

[各種委員会]

各委員会の委員構成及び議長の属性					
	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
指名委員会	3	1	1	2	社内取締役
報酬委員会	3	1	1	2	社外取締役
監査委員会	3	0	0	3	社外取締役

[執行役関係]

執行役の人数	3名
--------	----

兼任状況					
氏名	代表権の有無	取締役との兼任の有無			使用人との兼任の有無
			指名委員	報酬委員	
イン・ルオ	あり	あり	○	×	なし
トーマス・イースtring	あり	あり	×	○	なし
佐藤博之	なし	あり	×	×	なし

[監査体制]

監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり
---------------------------	----

当該取締役及び使用人の執行役からの独立性に関する事項
監査委員会からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査委員会の職務を補助する組織を設置し、専任する職員を置きます。監査委員会より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して、取締役、総務企画部長等の指揮命令を受けないものとします。

監査委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況
監査委員会は、会計監査人及び内部監査部門と必要に応じて会合を持ち、必要な情報を収集します。

[独立役員関係]

独立役員の人数	1名
---------	----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役・執行役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
-------------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

ストックオプションについては、各取締役の功労と今後の期待度を総合的に鑑み報酬委員会にて決定しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、執行役、従業員、子会社の従業員、その他
-----------------	---------------------------------

該当項目に関する補足説明

ストックオプションは、付与対象者の業績向上に対する意欲や士気を高め、その結果として企業価値の一層の向上を目的として付与しております。

[取締役・執行役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
(個別の執行役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

役員報酬の開示方法につきましては、有価証券報告書において取締役報酬の総額を開示し、その内数として社外取締役報酬を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

<取締役及び執行役の報酬の額の決定に関する方針>

- 1 方針の決定方法
当社は、指名委員会等設置会社に関する会社法の規定により、報酬委員会が取締役及び執行役の個人報酬等の額の決定に関する方針を定めております。
- 2 方針の概要
イ 取締役及び執行役に共通する事項
・他社の支給水準等を勘案の上、取締役及び執行役に求められる職務及び責任に見合った報酬の水準を設定します。
・取締役の年俸及び退職慰労金並びに執行役の報酬の合計額は、1事業年度につき2億円以内とします。

ロ 取締役に係る事項
取締役の報酬は、年俸、ストック・オプション及び退職慰労金からなります。
・年俸は、常勤・非常勤ごとの基本報酬に対して、役職、職務内容等を反映した加算を行って決定します。
・各取締役に、適切と認められる場合には、退職慰労金を支給することがあります。
・年俸及び退職慰労金に加え、当社企業価値の向上に向けたインセンティブとして、取締役に、必要に応じてストック・オプションを付与することがあります。

ハ 執行役に係る事項
・執行役が取締役を兼任する場合には、取締役としての報酬のみを支給するものとし、執行役としての報酬は支給しません。
・執行役が取締役を兼任せず、執行役としての報酬を支給する必要がある場合には、職務内容等を勘案のうえ適切な報酬額を定めます。

[社外取締役のサポート体制]

取締役会やその他会議に関する社外取締役への連絡及び情報提供については、社長及び管理部門管掌の担当役員より電話やEメール等を使用して適時行っております。その業務を円滑に行うため、各セクション（総務企画部・財務経理部）が内容に応じて必要書類の作成作業を分担し、当該役員をサポートする体制をとっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の業務執行につきましては、3名の執行役に委任されており、取締役会が執行役の業務執行を監督する仕組みとなっております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営における監督機能と執行機能の分離を明確化し、透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制を構築するとともに、執行役へ大幅に権限を委譲し、迅速な業務決定・執行を確立するため、指名委員会等設置会社形態を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	多くの皆様にご出席いただけるように、早期発送するよう努力しております。
集中日を回避した株主総会の設定	多くの皆様にご出席いただけるように、株主総会を集中日を避けて実施するよう努力しております。
電磁的方法による議決権の行使	パソコン又は携帯電話を使用してインターネット経由にて議決権を行使できる環境を整備しています。
招集通知(要約)の英文での提供	英文の招集通知を作成し、ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年4回実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	法定ならびに適時開示につきましては、原則ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務企画部にて所管しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、企業の説明責任を果たすべく、積極的にステークホルダーとのコミュニケーションを行い、企業情報を随時適切に開示することを行動指針としております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、事業活動に係わる法令等の遵守並びに資産の保全等において、当社及び当社グループの業務の適正を確保する体制を定め、企業価値の向上に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

市民生活の秩序や安全を育かす反社会的勢力に対しては、警察等関連機関と連携し、組織全体として一切の関係を遮断するように毅然とした態度で臨む。

(ア) 対応統括部署を総務企画部と定め、不当要求防止責任者を設置している。

(イ) 社内、業界内の経験の蓄積、警察等関連機関からの情報収集に努め、被害防止に役立てている。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

1. 当社の内部情報の適時開示に係る基本方針について

1) 情報開示方針について

当社は、株主・投資家の皆様に有用な情報を提供することを目的に、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下「適時開示規則」）に則り、適時かつ公平に情報開示を行っていく方針であります。また、それ以外の情報に関しても当社を理解していただく上で、有用と判断されるものについては、可能な限り適時かつ公平に開示を行っています。

2) 情報開示の方針の周知、啓蒙について

当社は、株主・投資家等に対して、当社の財務内容や事業活動状況等の経営情報を的確に開示するとともに、会社の経営理念・経営方針を明確に伝え、それらに対する意見・批判を真摯に受け止めていく方針であります。

3) 沈黙期間について

当社は、決算情報の株価に影響を与える情報漏洩を未然に防止し、公平性を確保するため、各四半期決算締め日から決算発表日までを沈黙期間とし、決算に関するコメント・ご質問への回答は差し控えています。但し、この期間中に既に発表した業績予想から大きく乖離する見込みが出てきた場合には、適時開示規則に従い、情報の開示を行います。

2. 当社の内部情報の適時開示に係る社内体制について

1) 適時開示対応部署

当社では、ディスクロージャー業務を内部情報管理責任者が統括しております。内部情報管理責任者の管理の下で、各部門長から収集した情報を適時開示ミーティングにて集約してまいります。

2) 適時開示に係る社内教育体制

当社では、「インサイダー取引防止規程」に基づき、役職員に対して内部情報管理に関する教育を行い、その重要性および趣旨を社内に周知徹底を図ってまいります。

3) 情報収集・開示体制

当社では、「インサイダー取引防止規程」に基づき内部情報の管理統括業務を内部情報管理責任者の管理により行なっております。

決定事実該当する重要な事項については、経営会議を経て、取締役会で決定が行われます。共に内部情報管理責任者が出席しているため、決定・承認と同時に内部情報管理責任者がすべて把握できる体制となっております。

決算情報に該当する事項については、監査法人とも円滑なコミュニケーションをとっており、本決算、中間決算、四半期決算には適切な会計処理に基づき、適時開示に関して協議を行います。決算情報は経営会議を経て、取締役会にて決定が行われます。

重要事実が生じたこと又は生じたおそれがあることを知った場合については、速やかにその内容を適時開示ミーティングにて集約し、内部情報管理責任者を中心に情報の漏洩防止を図っております。その上で、経営会議を経て、取締役代表執行役社長より取締役会に報告すると同時に、適時開示に関する判断を行います。

4) 適時開示に関する監査体制

内部監査担当部門により業務執行の適法性、妥当性ならびに効率性の内部監査を実施します。適時開示は監査対象であり、監査結果に対して必要に応じて改善提案と指導を行います。